

# 「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」展示会出展ブース設営等に係る業務委託提案 募集要項

## 1. 募集内容

- (1) 委託業務名  
「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」展示会出展ブース設営等に係る業務委託
- (2) 委託業務内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
委託契約締結日～令和7年2月28日（金）まで
- (4) 事業費限度額  
8,000,000円（消費税10%含む）  
（※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。）

## 2. 応募資格の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

## 3. 応募方法

- (1) 提出書類
  - ① 応募申請書（別紙1）
  - ② 会社概要等（別紙2）
  - ③ 企画提案書（図面を含む）  
「(4) 企画提案書について」及び別添仕様書に基づいて、A4版30頁以内で作成すること。様式自由。
  - ④ 要件対応表（EXCEL形式：別紙3）  
記入に当たっては、内容を簡潔に記載し、企画提案書の参照ページ

番号を記載すること。

⑤ 見積書（別紙４）

見積額は、共通項目、展示会ごとの経費、その他経費を分けて記載すると共に、提案する企画に掛かる一切の経費を提示すること。

⑥ 会社案内・カタログ等（必要に応じて）

（２）提出方法

上記「提出書類」の電子データを以下のとおり提出する。

- ・ 下記「７．問合せ先及び書類の提出先」のメールアドレスに送信する。
- ・ ファイル形式は原則として PDF 形式とし、ZIP ファイルにまとめる。
- ・ データ容量が大きく、メールでの提出が難しい場合には事前に相談する。

（３）応募期限

令和 6 年 8 月 22 日（木）17 時（必着）

（４）企画提案書について

① 図面の提出（必須）

別添仕様書に基づき、各展示会について、ブースデザインの「平面図」「立面図」を提出すること。

② 提案の内容

以下のポイントを踏まえて、提案者の強み・特徴が伝わる提案を行うこと。

- ・ ブースデザインに関する説明
- ・ 共同出展ブースの運営について

共同出展企業及び事務局（公社）に対するサポート体制（出展 PR に関するアドバイスを含む）等

（５）その他留意事項

- ① 提出された応募書類は一切返却しないものとする。
- ② 応募に係る費用は応募者負担とする。
- ③ 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。  
また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。  
（ただし、埼玉県産業振興公社の指示による場合は除く。）
- ④ 応募要項に違反した場合や応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、応募を無効とする。

## 4. 委託先の決定

（１）決定方法

提出された企画提案書等に基づき、応募企業によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの内容を踏まえ、提案内容や業務遂行能力、見積額などを総合的に審査し、最も評価の高い契約予定者を選定する。なお応募企業が 5 社を超える場合、書面審査を実施する場合がある。

（２）プレゼンテーション審査実施内容（予定）

① 日時

令和 6 年 9 月 3 日（火）10:30～16:30

プレゼンテーション：15 分

Q&A：15 分

提出順に、応募企業からのプレゼンテーションとする。（後日通知）

② プレゼン資料

上記 3.（１）提出書類に基づきプレゼンテーションを行う。

③ 開催場所

新都心ビジネス交流プラザ3階 小セミナールーム  
(埼玉県さいたま市中央区上落合 2-3-2)

**5. 契約方法**

契約予定者と業務内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は随意契約により委託契約を締結する。

なお、契約予定者と協議が整わなかった場合及び選考後、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

**6. 委託契約までの手順（予定）**

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 企画提案書の提出期限    | 8月22日（木）17時必着 |
| (2) プレゼンテーション審査実施 | 9月3日（火）       |
| (3) 審査結果通知        | 9月初旬          |
| (4) 委託契約の締結       | 9月下旬          |
| (5) 業務開始          | 委託契約締結日以降     |

**7. 問合せ先及び書類の提出先**

〒338-0001

さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3階

(公財) 埼玉県産業振興公社 新産業振興部 循環経済支援グループ

Tel: 048-711-9906 Mail: junkan@saitama-j.or.jp